

神戸港港湾計画書

— 一部変更 —

平成 28 年 7 月

神戸港港湾管理者

神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年11月 神戸港港湾審議会
- ・平成18年 2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年 3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成20年 11月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年 10月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年 11月 交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年 5月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年 7月 交通政策審議会第38回港湾分科会
- ・平成22年 11月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年 11月 交通政策審議会第39回港湾分科会
- ・平成23年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年 10月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年 12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成25年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年 2月 交通政策審議会第51回港湾分科会
- ・平成25年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年 5月 神戸港港湾審議会
- ・平成26年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成26年 7月 神戸港港湾審議会
- ・平成27年 6月 神戸港港湾審議会
- ・平成28年 1月 神戸港港湾審議会

の議を経た神戸港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 危険物取扱施設計画	3
3 水域施設計画	4
4 外郭施設計画	6
5 臨港交通施設計画	7
港湾の環境の整備及び保全	8
1 自然的環境を整備又は保全する区域	8
(1) 自然的環境を整備又は保全する区域	8
2 港湾環境整備施設計画	9
土地造成及び土地利用計画	10
1 土地造成計画	10
2 土地利用計画	11
港湾の効率的な運営に関する事項	12
1 効率的な運営を特に促進する区域	12
2 効率的な流通業務を特に促進する区域	14

その他重要事項	15
1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の 拠点として機能するために必要な施設	15
2 大規模地震対策施設	16
3 港湾の再開発	17
(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域	17
4 港湾施設の利用	18
(1) 物資補給等のための施設	18
5 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	19
(1) 橋梁の桁下空間の確保	19

変更理由

1. 六甲アイランド地区において、船舶の大型化など港湾に求められる要請に適切に対応し、コンテナ物流の国際競争力の更なる強化を図るため、公共埠頭計画を変更する。また国際フィーダー貨物の効率的な運用を図るため、ポートアイランド(第2期)地区において、公共埠頭計画を変更する。

上記の公共埠頭計画の変更に伴い、水域施設計画、土地利用計画、港湾の効率的な運営に関する事項、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設及び大規模地震対策施設計画等を変更する。

2. 神戸港内における交通の円滑化により港湾の国際競争力強化を図るため、臨港交通施設計画を変更する。

また、大阪湾岸道路西伸部の具体化に伴い、水域施設計画、外郭施設計画、港湾環境整備施設計画、土地造成計画、土地利用計画、その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項を変更する。

3. 神戸空港地区において、水素エネルギー利用技術開発事業の推進を図り、「環境貢献都市KOBE」の実現を図るため、危険物取扱施設計画、港湾環境整備施設計画、自然的環境を整備又は保全する区域、土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 六甲アイランド地区

(1) 外内貿コンテナ埠頭

船舶の大型化など港湾に求められる要請に適切に対応し、コンテナ物流の国際競争力の更なる強化を図るため、以下の施設について計画を変更する。

水深16m	岸壁2バース	延長880m (コンテナ船用)	
			[既設の変更計画] RC-4,5
水深13m	岸壁1バース	延長350m (コンテナ船用)	
			[既設の変更計画] RC-2
埠頭用地	54ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)		
	(うち43ha既設)		[既設の変更計画]
既設			
水深14m	岸壁2バース	延長880m (コンテナ船用)	RC-4,5
水深13m	岸壁1バース	延長260m	RW-B
埠頭用地	43ha		

1-2 第五防波堤前面

大阪湾岸道路西伸部の具体化に伴い、以下の施設について計画を変更する。

水深10m	ドルフィン5バース	[既設の変更計画]	
既設			
水深10m	ドルフィン2バース	(第四防波堤前面)	
	ドルフィン3バース	(第五防波堤前面)	

2 危険物取扱施設計画

2-1 神戸空港地区

神戸空港地区において、水素エネルギー利用技術開発事業に伴う船舶の入港に対応するため、以下の施設について計画を変更する。

神戸空港地区	
水深7.5m 岸壁1バース 延長195m	[既設の変更計画]
埠頭用地 1 ha	[既設の変更計画]
既設	
水深7.5m 岸壁 1 バース 延長130m	
埠頭用地 1 ha	

3 水域施設計画

公共埠頭計画の変更及び大阪湾岸道路西伸部の具体化に伴い、航路、泊地及び航路・泊地のうち、以下の施設について計画を変更する。

3-1 航路

第一航路	水深12m	幅員300m	[既定計画の変更計画]
第三航路	水深16m	幅員600m	[既定計画の変更計画]
新港航路	水深12m	幅員400m	[既定計画の変更計画]

既定計画

第一航路	水深12m	幅員400m	[既定計画]
第三航路	水深14~16m	幅員600m	(工事中)
新港航路	水深12m	幅員400m	[既定計画]

なお、これに伴い、次の施設を撤去する。

第一防波堤	220m
第四防波堤	510m
第五防波堤	560m

3 - 2 泊地

六甲アイランド地区			
水深16m	面積 5 ha		[既設の変更計画]
既設			
六甲アイランド地区			
水深14m	面積 5 ha		[既設]

3 - 3 航路・泊地

六甲アイランド地区			
水深16m	面積92ha		[既設の変更計画]
摩耶ふ頭地区			
水深12m	面積122ha		[既定計画の変更計画]
既設			
六甲アイランド地区			
水深14m	面積46ha		[既設]
水深14m	面積34ha		[既設]
既定計画			
摩耶ふ頭地区			
水深12m	面積27ha		[既定計画]
水深12m	面積26ha		[既定計画]
水深12m	面積28ha		[既定計画]

4 外郭施設計画

大阪湾岸道路西伸部の具体化に伴い、港内の静穏及び船舶航行の安全を確保するため、以下の施設について計画を変更する。

4 - 1 防波堤

和田岬西防波堤 延長200m [既定計画の変更計画]

和田岬東防波堤 延長250m [既定計画の変更計画]

既定計画

和田岬西防波堤 延長200m [既定計画]

和田岬東防波堤 延長320m [既定計画]

5 臨港交通施設計画

神戸港内における交通の円滑化により港湾の国際競争力強化を図るため、以下の施設について計画を変更する。

5-1 道路

ポートアイランド地区・ポートアイランド（第2期）地区

臨港道路ポートアイランド内幹線

起点・終点 ポートアイランド、ポートアイランド（第2期）内
6～8車線 [既設の変更計画]

神戸空港地区

臨港道路神戸空港連絡線

起点 臨港道路神戸空港内幹線

終点 臨港道路ポートアイランド内幹線

4車線 [新規計画]

臨港道路神戸空港内幹線

起点 神戸空港内 終点 神戸空港内 2車線 [新規計画]

既設

臨港道路ポートアイランド内幹線 8車線 [既設]

港湾の環境の整備及び保全

1 自然的環境を整備又は保全する区域

(1) 自然的環境を整備又は保全する区域

神戸空港地区において、危険物取扱施設計画の変更に伴い、以下の計画を変更する。

神戸空港地区において、自然的環境を整備又は保全する区域を変更する。

2 港湾環境整備施設計画

ポートアイランド(第2期)地区及び神戸空港地区において、以下の施設について計画を変更する。

ポートアイランド（第2期）地区 緑地 27ha
神戸空港地区 緑地 9ha
既定計画 ポートアイランド（第2期）地区 緑地 26ha 神戸空港地区 緑地 8ha

土地造成及び土地利用計画

1 土地造成計画

大阪湾岸道路西伸部の具体化に伴い、以下の土地造成計画を削除する。

(単位:ha)

地区名	用途 港湾関連用地	合計
摩耶ふ頭地区	32	32

2 土地利用計画

ポートアイランド地区、ポートアイランド(第2期)地区、神戸空港地区および摩耶ふ頭地区において、公共埠頭計画、危険物取扱施設計画、臨港交通施設計画、港湾環境整備施設計画の変更に伴い、土地利用計画を次のとおり計画する。

(単位: ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
ポートアイランド 地区	(55) 55	(202) 202	(7) 7		48	(18) 18	(3) 3	(8) 19	(292) 351
ポートアイランド (第2期)地区	(115) 115	(92) 92		(42) 42	54	(15) 15		(27) 73	(291) 392
神戸空港地区	(5) 5	(6) 6		(16) 16		(7) 229		(9) 16	(43) 272
六甲アイランド 地区	(177) 177	(168) 168		(51) 51	10	(31) 31		(15) 30	(442) 467
摩耶ふ頭地区	(30) 30	(70) 70		(17) 17		1		(5) 5	(122) 122
合計	(381) 381	(537) 537	(7) 7	(127) 127	113	(71) 293	(3) 3	(64) 143	(1,190) 1,604

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域

公共埠頭計画の変更に伴い、効率的な運営を特に促進する区域の施設について、次のとおり計画を変更する。

六甲アイランド地区		
水深16m	岸壁 2 バース	延長800m (コンテナ船用) (工事中) (RC-6,7)
水深16m	岸壁 2 バース	延長880m (コンテナ船用) [既設の変更計画] (RC-4,5)
水深13m	岸壁 1 バース	延長350m (コンテナ船用) [既設の変更計画] (RC-2)
水深 9 m	岸壁 1 バース	延長266m (フェリー用) [既設] (RF-2)
水深8.5m	岸壁 1 バース	延長238m (フェリー用) [既設] (RF-3)
水深7.5m	岸壁 1 バース	延長193m (フェリー用) [既設] (RF-1)
水深7.5m	岸壁 2 バース	延長260m [既設] (RS-B,C)
ポートアイランド (第2期) 地区		
水深16m	岸壁 4 バース	延長1,550m (コンテナ船用) [既設] (PC-15(E),16,17,18(E))
水深15m	岸壁 4 バース	延長1,400m (コンテナ船用) [既設] (PC-13,14,15(N),18(S))
水深12m	岸壁 2 バース	延長480m [既設] (PI-I,J)

既定計画

六甲アイランド地区

- 水深16m 岸壁2バース 延長800m (コンテナ船用)
(工事中) (RC-6,7)
- 水深14m 岸壁2バース 延長880m (コンテナ船用)
[既設] (RC-4,5)
- 水深13m 岸壁1バース 延長260m
[既設] (RW-B)
- 水深9m 岸壁1バース 延長266m (フェリー用)
[既設] (RF-2)
- 水深8.5m 岸壁1バース 延長238m (フェリー用)
[既設] (RF-3)
- 水深7.5m 岸壁1バース 延長193m (フェリー用)
[既設] (RF-1)
- 水深7.5m 岸壁2バース 延長260m
[既設] (RS-B,C)

ポートアイランド(第2期)地区

- 水深16m 岸壁4バース 延長1,550m (コンテナ船用)
[既設] (PC-15(E),16,17,18(E))
- 水深15m 岸壁4バース 延長1,400m (コンテナ船用)
[既設] (PC-13,14,15(N),18(S))
- 水深12m 岸壁2バース 延長480m
[既設] (PI-I,J)
- 水深7.5m 岸壁1バース 延長130m
[既設] (PI-L)

2 効率的な流通業務を特に促進する区域

公共埠頭計画の変更に伴い、効率的な流通業務を特に促進する区域のうち、六甲アイランド地区について計画を変更する。

その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設を、次のとおり変更する。

ポートアイランド地区

和田岬西防波堤 延長200m [既定計画の変更計画]

和田岬東防波堤 延長250m [既定計画の変更計画]

六甲アイランド地区

水深16m 岸壁2バース 延長880m (コンテナ船用)
[既設の変更計画] (RC-4.5)

水深13m 岸壁1バース 延長350m (コンテナ船用)
[既設の変更計画] (RC-2)

水深16m 泊地 面積5ha [既設の変更計画]

水深16m 航路・泊地 面積92ha [既設の変更計画]

摩耶ふ頭地区

水深12m 航路・泊地 面積122ha [既定計画の変更計画]

航路

第三航路 水深16m (工事中) [既定計画の変更計画]

2 大規模地震対策施設

公共埠頭計画の変更に対応し、国際海上コンテナ輸送に対応した大規模地震対策施設のうち、以下の施設について計画を変更する。

六甲アイランド地区

水深16m 岸壁 2 バース 延長880m (コンテナ船用)

[既設の変更計画] (RC-4,5)

水深13m 岸壁 1 バース 延長350m (コンテナ船用)

[既設の変更計画] (RC-2)

3 港湾の再開発

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

六甲アイランド南地区において、将来の動向を踏まえ、港湾施設及び土地利用の見直しの検討が必要であることから、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を計画する。

4 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

貨物船、作業船等の待機並びに物資補給の用に供するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

ポートアイランド（第2期）地区

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m（物資補給岸壁）

〔既設の変更計画〕（PI-L）

5 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

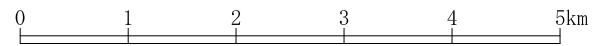
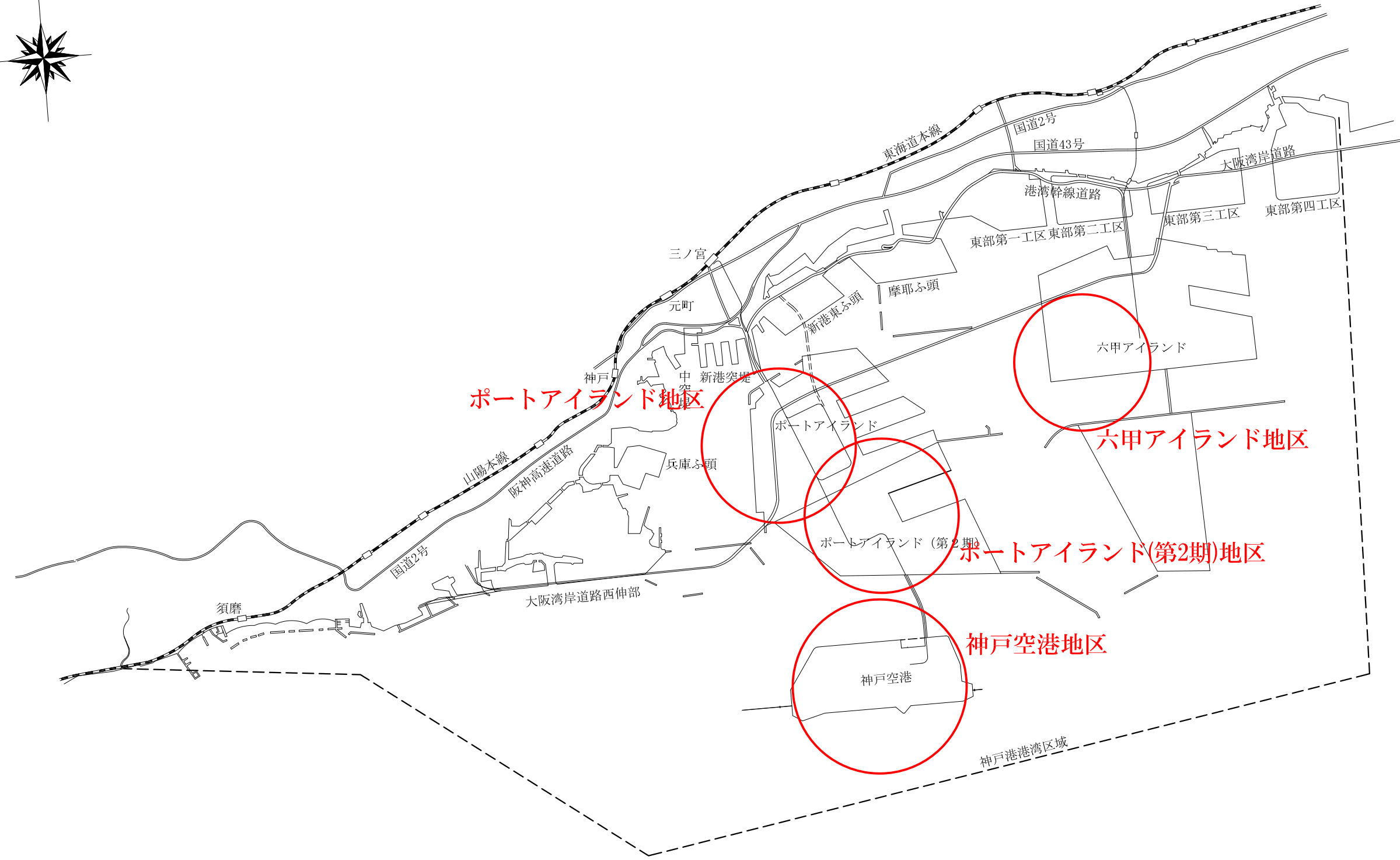
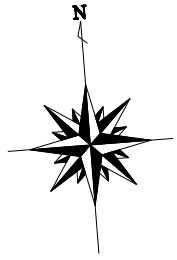
(1) 橋梁の桁下空間の確保

港湾を利用する船舶の航行上支障がないよう、各橋梁の桁下空間を次のとおり計画する。

橋梁名(仮称)	確保する桁下空間
神戸西航路橋	幅300m N.H.H.W.L.+59.4m
第二航路橋	幅120m N.H.H.W.L.+28.1m
新港航路橋	幅400m N.H.H.W.L.+65.7m
灘浜航路橋	幅300m N.H.H.W.L.+54.6m
遠矢浜水路橋	幅110m N.H.H.W.L.+23.0m
新湊川水路橋	幅70m N.H.H.W.L.+23.8m
長田港水路橋	幅90m N.H.H.W.L.+25.8m

注)N.H.H.W.L.は、略最高高潮面であり、C.D.L.+1.9mを零位とする。

神戸港港湾計画位置図 S=1/70,000



凡 例	
○	計画変更箇所